

新型コロナウイルス関連情報（当国「警戒状態」の終了等）

令和4年10月4日

- 9月30日、ポルトガル政府は、ポルトガル大陸部に宣言されていた「警戒状態」を終了しました。
- 現下の感染状況に鑑み、10月1日以降、国内措置を以下1.～3.のとおり見直しました。
- 医療施設及び高齢者施設におけるマスクの着用義務は継続されます。

1. 感染時の5日間の隔離義務を解除し任意とした。
2. 新型コロナウイルスへの感染を理由とした勤務免除とその間の所得保障を廃止（社会保障上の特別措置がなくなり、その他の傷病・疾病と同じ扱いになった）。
3. これまでSNS（国家保健サービス）の管理下で行われていた新型コロナウイルス検査は、市中の医師の指示により行う体制とした（これにより公衆衛生上の無料の抗原検査サービスが消滅）。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※災害や騒乱等が発生した際、御家族、御本人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の提出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者に御案内いただきますようお願いいたします。

